



すすき

税務と経営

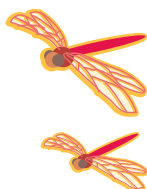
編集 発行人
税理士

村野 幸司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

◆ 9月の税務と労務

- 国 税／8月分源泉所得税の納付 9月10日
- 国 税／7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 9月30日
- 国 税／1月決算法人の中間申告 9月30日
- 国 税／10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 9月30日



9月

(長月) SEPTEMBER

16日・敬老の日 23日・秋分の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	.	.	.	.	

ワン
ポイント

消費税転嫁円滑化法の施行 平成26年4月と27年10月からの消費税率引上げの際に、納入業者が大規模小売店等から消費税の転嫁を拒否されないよう措置した法律。一定の場合には事業者団体が消費税の転嫁カルテルを結ぶことや、総額表示義務の除外、禁止されるセール表示などが規定され、一部を除き本年10月1日から施行されます。

精神系の病気になったとき

うつ状態等精神系の病気になった場合は、健康保険の自己負担金の一部を公的に支援する自立支援医療があります。うつ状態等になったときに知っておきたい事項を説明します。

Q

一年二カ月前に入社した社員が、半年目に抑うつ状態となり二カ月休業し、その間、傷病手当金を受けました。

症状が軽くなったので、三カ月目に職場復帰したのですが、その半年経過後頃から再び落ち込むことが多くなり、薬を多量に飲んだことが原因で、仕事中にケガをしました。幸いケガは軽く、治療は通院二日（一日三時間）だけで済みました。本人は意識がもうろうとしていたといい、また病気に起因するものと思うのですが、できれば離職

して治療に専念してほしいと思っています。

この社員の今後に関し、次の点について教えてください。

- 1 医師から自立支援医療の申請をするようにいわれ、手続きをする予定でいるようです。自立支援医療とは、どのような医療のですか。
- 2 自立支援医療を受けるメリットを教えてください。
- 3 その病気が重くなった場合、傷病手当金は受けられませんか。
- 4 ケガについては、仕事中的事故なので、労災保険から治療費が支給されますか。
- 5 解雇事由に該当したため、解雇予告手当を支払って辞めさせる場合、傷病手当金との調整はありますか。
- 6 離職後継続給付を受ける場合、請求先はどこになりますか。

A

1の場合・・・

自立支援医療とは、精神科の病気で治療（除去・軽減）を受ける場合、通院（入院は対象外）、投薬、デイ・ケア、訪問看護などについて、自己負担金の一部を公的に支援する制度で、精神通院医療、更生医療、育成医療があります。

このうち精神通院医療は、統合失調症、うつ病、躁うつ病等の気分障害、不安障害等対象精神疾患に該当し、かつ、通院による精神医療を継続的に要する病状にある場合に、都道府県・指定都市が実施主体（申請窓口は市区町村）となつて、通院医療にかかる支給を行うものです。

なお、症状が殆どなくなつている患者であっても、軽くなつた状態を維持し、再発予防のためになお通院治療を続ける必要がある場合も対象となります。

2の場合・・・
医療費の自己負担額が軽減されます。

患者負担は、定率で一割が原則となりますが、一カ月当たりの負担には上限が設けられています。たとえば、市町村民税非課税世帯（世帯は医療保険単位）の場合は五千元、市町村民税二万五千元未満の場合は医療保険の自己負担限度額、市町村民税二万五千元以上の場合は、本制度の対象になりませんので、医療保険の負担割合（原則三割）が適用されます。

なお、うつ病、躁うつ病などで、医療費が高額な治療を長期間にわたり続けなければならぬ患者は、一カ月当たりの負担限度額がさらに低くなります。

この自立支援医療は、離職後も引き続き受けられますので、負担額等も含めて住所地の市区町村に相談するとよいでしょう。

3の場合・・・

以前に傷病手当金を受けていた人が、職場復帰後再びその病気が悪化し、その療養のために休業したと判断されたときには、傷病手当金が支給されます。ただし、同一の病気にかかる支給期間は、最初に傷病手当金を支

給された日から一年六カ月までの間で、支給要件に該当した日です。残りの受給期間は最大でも一〇カ月となります。

その病気が重くなった場合の待期間ですが、最初に傷病手当金を受けたときにすでに完成していますので（同じ病気に関しては、待期間は一回）、傷病手当金は休業した日から支給されます。

なお、いったん治癒したと判断された病気が、数年後に再発した場合には、新たな病気とみなされることがあるようですが、必ず給付が行われるとは限りません。

4の場合・・・・・・・・・・

仕事中にケガをした場合は、労災から治療（療養補償給付）が、またそのケガの治療のために休業した場合は休業補償給付が受けられます。

なお、傷病手当金と休業補償給付の支給事由は異なりますので、両方を同時に受けることはできません。

今回、仕事中のケガの治療のため通院したのが一日三時間、

事故当日を除き計二日間です。で、労災保険からの給付は、療養補償給付（無料）のみで、休業補償給付は支給されません。ちなみに、労災保険から休業補償給付を受けた期間がある場合であっても、傷病手当金の支給期間は延長されません。

5の場合・・・・・・・・・・

解雇予告手当と傷病手当金との調整はありませんので、要件に該当すれば両方受けられます。

解雇するときには、解雇しようとする社員に対し、三〇日以上前までに解雇予告をする必要があります。

三〇日以上前に解雇予告できない場合には、不足する日数分の平均賃金を支払わなければならない。これを解雇予告手当といいます。

解雇予告手当は賃金には該当しませんが、通貨で直接、解雇の申渡しと同時に支払わなければならない。平均賃金は、労働基準法で定められている解雇予告手当、休業手当等の諸手当や労働者が業務上のケガ・病気または死亡し

た場合の災害補償、減給制裁の金額を算定する際に基準となる金額で、原則として事由発生日前三カ月間（賃金締切日がある場合は、直前の賃金締切日から遡って三カ月）に、その労働者に支払った賃金総額をその期間の総日数（暦日数）で割った額です。

賃金総額とは、通勤手当等諸手当、年次有給休暇の賃金、確定した賃金で未払いの賃金も含めた額で、税金、社会保険料などを控除する前の額です。ただし、結婚手当、私傷病手当、加療見舞金、退職金等臨時に支払われた賃金、三カ月を超える期間ごとに支払われる賞与等は賃金総額から控除します。

なお、仕事中のケガや病気の療養のために休業した期間、産前産後の休業期間、使用者の責任によって休業した期間、育児・介護休業期間、試みの使用期間がある場合は、その日数及び賃金額は控除して計算します。

解雇予告手当は税制上では「退職所得」となりますので、退職金を支給する場合は合算して退職所得とします。

6の場合・・・・・・・・・・

傷病手当金にかかる継続給付の申請先は、在職中に受けていた保険者になります。

なお、退職後に雇用保険から失業中の給付を受けようと考えているときは注意を要します。

基本手当は被保険者が、病気やケガ等の理由ですぐに働けない（失業状態と認められない）場合は、支給されない点です。基本手当の受給期間は離職後一年間です。それを超えてしまうと基本手当が残っていても打ち切りとなります。

そこで働けるようになるまで受給期間の延長申請（最大で三年間）をするようアドバイスするとよいでしょう。この申請により、受給期間は本来の一年間と合わせ四年まで延長されます。

手続きは、離職日の翌日から三〇日を過ぎた日から一カ月以内に、「受給期間延長申請書」に、離職票―1、離職票―2、本人の印鑑（認印）、その他必要な証明書を添付して、住所地のハローワークで行います。

うつ状態になったとき

仕事によるストレス等で精神障害(うつ状態等)になったと認められたときは、労災保険から給付が行われます。

この認定基準について、従来よりわかりやすく、さらに精神障害の労災認定までの審査期間をスピーディにする等の改正が行われました。

具体的には、次のすべてに該当していることが要件となります。

- ① 対象疾病を発病していること。
- ② 対象疾病の発病前おおむね6カ月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること。
- ③ 業務以外の心理的負荷(自分や自分以外の家族・親族の出来事、金銭関係、事件・事故・災害の体験、住環境の変化、他人との人間関係など)及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと。

認定されるまでの期間がスピーディ化されたといっても、申請までの書類上の準備、申請後の聞き取り調査など支給・不支給決定までには半年以上の時間を要する上、労災認定率は3割～4割程度です。

そこで、まず、ネット等で「心理的負荷による精神障害の認定基準」に基づき自分の状態を把握し、申請する前に、認定される可能性などを含めて所轄労働基準監督署に相談したほうがよいでしょう。

労災認定されるまでの間は、協会けんぽ等医療保険者から給付を受け、労災認定された時点で、協会けんぽ等から受けた給付額を精算し(治療費の7割相当額と傷病手当金等を返還)、その後労災から給付(療養補償給付及び休業補償給付が遡って支給されます)を受けるとよいでしょう。

労災認定されると、治療費は無料、休業補償給付は特別支給金を含めて8割(傷病手当金は約67%)、支給期間に制限がないなどのメリットがあります。

海外旅行中等に死亡したとき

健康保険の被保険者や被扶養者が海外等遠隔地で死亡した場合、死亡に関する保険給付は、埋葬料(埋葬費)または家族埋葬料だけです。たとえば、海外で死亡し、遺体を飛行機で搬送する場合の費用はかなり高額になりますが、死亡後の給付については行われませんので、遺体搬送等に伴う諸費用は全額自己負担となります。ただし、治療が行われた後に死亡した場合は、その治療費は海外療養費(療養費)として支給されます。ちなみに、民間の海外傷害保険に加入していれば、その範囲内で補償が行われます。

なお、海外傷害保険に加入する時期についてですが、出発日前の場合は、自宅を出てから自宅に戻るまで、空港で加入する場合は、加入以後のケガや病気、死亡が補償の対象となりますので、自宅から空港までの事故に関する補償は行われず、医療保険から給付を受けることとなります。

国民年金保険料の二年前納制度の導入

国民年金には、保険料を納期限前にまとめて前払いすると一定額が割引になるという独自の前納制度があります。今般、保険料納付の環境を整備するため、現行最大で一年間となっていた前納について、割引額がより高くなる(各月の保険料額を年四分の利率による複利現価法によって算出)二年前納制度(口座振替のみ)が創設

され、平成二十六年四月分から実施されることとなりました。この制度導入により、保険料は毎月現金で納付する場合と比べて二年間で一万四千元程度の割引になる予定です。なお、現行の納付方法には、一カ月前納(口座振替のみ)、六カ月前納・一年前納(口座振替または現金納付)があります。